

石巻市物産市等開催・参加支援事業費補助金交付要領

石巻市物産市等開催・参加支援事業を円滑に進めるため、要領を次のとおり定める。

第1 補助対象事業に係る事項（第3条関係）

- (1) 物産市等イベント参加支援事業（以下「参加支援事業」という。）において、石巻地域以外で開催される物産市等とは、県外で開催されるイベントとする。
- (2) 補助対象事業開始前に、天災その他の事由によりイベントが中止となった場合は、補助金を交付しない。
- (3) 「同一の補助対象事業」とは、開催期間が複数日（連日又は年数回）であっても、主催者、開催場所、開催趣旨、イベント名称が同一のものである場合を指す。

第2 補助金の額等に係る事項（第4条関係）

- (1) 物産市等イベント開催支援事業（以下「開催支援事業」という。）において、補助対象となるスタッフ賃金は、音響業、司会業などの専門的技術を有する者とする。
アルバイトによるスタッフや販売員等人員の不足を補う賃金は補助対象外とする。
- (2) 開催支援事業において、補助対象となる消耗品費は、1件あたり1万円未満のものとし、補助対象イベント後も継続して使用可能なものは補助対象外とする。
- (3) 開催支援事業において、補助対象となる使用料及び賃貸料は、来場者用駐車場借上料を含める。
- (4) 開催支援事業において、その他市長が認めるものは下記のとおりとする。
 - ア 出演者に対する謝礼金（1件あたり3万円を限度額とする。）
 - イ 上記謝礼金に相当する物品購入費（1件あたり3万円を限度額とする。）
 - ウ 企画運営業、警備業等の専門業者へ支払うもの。
- (5) 参加支援事業において、その他市長が認めるものは、レンタル料に限定し出展料については補助対象外とする。
- (6) 参加支援事業における、前泊、後泊の基準及び宿泊費1泊1人当たりの限度額は下記のとおりとする。
 - (前泊、後泊の基準)
 - ア イベント開催日の前日に準備等が必要な場合は、前泊することができる。
 - イ イベント終了時間が午後5時を超える場合は、後泊することができる。
 - ウ 上記については、スケジュール、開催要項等を添付すること。

(宿泊費1泊1人当たりの限度額)

東京都、大阪府及び直近の国勢調査による人口20万人以上の市の地域	13,100円
上記以外の地域	11,800円

第3 交付申請に係る事項（第5条関係）

- （1）参加支援事業に係る交付申請時において、事業計画書（様式第1号付表1）の事業内容欄に主催者、開催趣旨を記載すること。また、事業計画書の備考欄に参加する事業所者及び代表者名、住所、連絡先、事業者毎の参加人数を記入し、欄が不足する場合は別紙添付でも可とする。

なお、併せて、参加するイベントの概要がわかる書類及び行程表を添付すること。（抜粋したものは不可）

第3（1）については、実績報告時の事業実績書（様式第4号付表1）も同様とする。

第4 実績報告に係る事項（第8条関係）

- （1）参加支援事業に係る実績報告時の車両燃料費の領収書の取扱については、出発する際1度車両を満タンにし、出発地に到着した際にもう1度車両を満タンにして、使用燃料費がわかるようにすること。

なお、途中給油した場合は、その領収書も提出のこと。

- （2）参加支援事業において、その他市長が必要と認めるものとは、事業実績写真及びチラシ等参加したイベントの概要がわかる書類とする。（抜粋したものは不可）

- （3）事業実績書中備考欄に、物産販売に係る売上、仕入、純利益または商談成立件数等の事業成果を記載すること。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成28年4月1日から適用する。